

## 神奈川県市町村移譲事務交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県市町村移譲事務交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付対象)

第2条 交付金は、予算の範囲内において、市町村が処理することとした別表第1に掲げる事務の処理に要する経費について、当該事務を処理する市町村に対して交付するものとする。

(交付金の額の算定)

第3条 市町村ごとに交付すべき交付金の額は、別表第2に定めるところにより別表第1の事務ごとに算出した額を合算した額とする。

2 前項の規定により市町村ごとに交付すべき交付金の額を算定する場合には、その算出の過程の金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付金の額の決定)

第4条 知事は、市町村に交付すべき交付金の額を、6月30日までに決定するものとする。

(交付時期)

第5条 知事は、次の表の左欄に掲げる時期に、それぞれ右欄に定める額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
6月	第3条の規定により算定される当該市町村に対する交付金の額の2分の1に相当する額
3月	第3条の規定により算定される当該市町村に対する交付金の額から既に交付した交付金の額を控除した額

(事務取扱件数等の報告)

第6条 知事は、次に掲げる事項について市町村長に対して毎年度5月末日までに報告を求めるものとする。

- 1 前年度における事務ごとの取扱件数及び手数料を徴収する事務にあつては手数料収入額
- 2 その他知事が必要と認める事項

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年度に交付すべき交付金の額は、第3条の規定により算定した額に、別に定める額を加算した額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度に交付すべき交付金の額は、第3条の規定により算定した額に、別に定める額を加算した額とする。
- 3 この要綱の別表第1中のA-12号、A-15号、A-20号、A-26号、A-42号、A-45号、A-46号及びA-50号の各号の事務につき交付する平成13年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-15号、A-26号、A-46号及びA-85号の事務につき交付する平成14年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

- 2 この要綱の別表第1中のB-56号の事務につき交付する平成14年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-15号、A-85号及びB-56号の事務につき交付する平成15年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-14号、A-15号、A-33号、A-89号及びB-56号の事務につき交付する平成16年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-14号、A-15号、A-33号、A-33(2)号、A-33(3)号、A-33(4)号、A-33(5)号、A-33(6)号、A-60号、A-82(2)号、A-89号、A-90号及びB-13号の事務につき交付する平成17年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-15号、A-33号、A-33(2)号、A-33(3)号、A-33(4)号、A-33(5)号、A-33(6)号、A-46号、A-60号、A-62号、A-82号、A-82(2)号、A-87号、A-90号、A-93号、A-97号、B-5号、B-13号及びB-53号の事務につき交付する平成18年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-10号、A-26号、A-27号、A-46号、A-49号、A-50号、A-60号、A-62号、A-82号、A-82(2)号、A-93号、A-94号、A-97号、A-104号、B-53号及びB-57号の事務につき交付する平成19年度交付金については、第3条第1項、第

4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-10 号、A-26 号、A-27 号、A-46 号、A-49 号、A-50 号、A-60 号、A-82 号、A-82(2)号、A-94 号、A-97 号、A-104 号、A-106 号、B-1 号、B-53 号及び B-57 号の事務につき交付する平成 20 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-26 号、A-27 号、A-49 号、A-50 号、A-106 号及び B-1 号の事務につき交付する平成 21 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-26 号、A-27 号、A-33(6)号、A-49 号、A-50 号、A-106 号及び B-1 号の事務につき交付する平成 21 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-33(6)号、A-90 号、A-92 号、A-108 号及び B-13 号の事務につき交付する平成 22 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 5 月 15 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-42 号の事務につき交付する平成 22 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-12 号、A-33(6)号、A-42 号、A-90 号、A-92 号、A-108 号及び B-13 号の事務につき交付する平成 23 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第

4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-12 号、A-15 号、A-33(6)号、A-42 号、A-90 号及び B-13 号の事務につき交付する平成 24 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-113 号及び B-62 号の事務につき交付する平成 24 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-12 号、A-14 号及び A-15 号の事務につき交付する平成 25 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-97 号及び A-114 号の事務につき交付する平成 25 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-14 号、A-15 号、A-92 号、A-97 号、A-114 号及び A-116 号の事務につき交付する平成 26 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 7 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱の別表第 1 中の A-33(2) 号の事務につき交付する平成 26 年度交付金については、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

る。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月16日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-17号、A-33(6)号及びB-11号の事務につき交付する平成26年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1にA-117号を加える改正規定については、平成27年4月2日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-14号、A-17号、A-33(2)号、A-33(6)号、A-92号、A-97号、A-114号、A-116号及びB-11号の事務につき交付する平成27年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月19日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のB-33号の事務につき交付する平成27年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月20日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-89号の事務につき交付する平成27年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-14号、A-17号、A-33(2)号、A-33(6)号及びB-11号の事務につき交付する平成28年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-27号の事務につき交付する平成28年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-109号の事務につき交付する平成28年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-27号、A-33(2)号及びA-119号の事務につき交付する平成28年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-27号、A-51号、A-82号及びB-63号の事務につき交付する平成29年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月22日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-87号の事務につき交付する平成29年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-27号、A-82号、A-121号及びB-63号の事務につき交付する平成30年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月18日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-26号、A-119号及びB-15号の事務につき交付する平成30年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-26号、A-82号、A-113号、A-115号、A-121号、A-122号、

B-62号及びB-63号の事務につき交付する平成31年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月29日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-46号の事務につき交付する令和元年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和2年3月26日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-26号、A-46号、A-97号、A-114号、A-115号及びB-4号の事務につき交付する令和2年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。
- 3 この要綱の別表第1中のB-4号の事務につき交付する令和元年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月23日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-15号の事務につき交付する令和2年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月27日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-15号の事務につき交付する令和2年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月17日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のB-11号の事務につき交付する令和2年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-10号、A-15号、A-33号、A-33(2)号、A-43号、A-44号、A-46号、A-97号、A-98号、A-108号、A-114号、B-4号及びB-11号の事務につき交付

する令和3年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月3日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-15号及びB-54号の事務につき交付する令和3年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-15号、A-33号、A-33(2)号、A-46号、A-97号、A-114号、B-4号、B-11号及びB-54号の事務につき交付する令和4年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月18日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-24号、A-25号及びA-32号の事務につき交付する令和4年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-15号、A-33号、A-33(2)号、A-66号、A-113号及びB-54号の事務につき交付する令和5年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月10日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-27号の事務につき交付する令和5年度交付金については、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表第1中のA-27号、A-43号、A-44号、A-113号、A-123号、A-124号及びB-56号の事務につき交付する令和6年度交付金については、第3条第1項、第4

条及び第 5 条の規定は適用せず、別に定めるところによる。

分類番号	事務の分類	根拠法令等	事務の概要
A-01	削除		
A-02	権限	地方自治法	新たに生じた土地の確認に関する告示等
A-03	権限	家庭用品品質表示法	表示監視等
A-04	権限	消費生活用製品安全法	表示監視等
A-05	権限	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣捕獲の許可等
A-06	権限	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣飼養の許可等
A-07	権限	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	ヤマドリの販売許可等
A-08	権限	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域内における行為の届出の受理等
A-09	権限	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域内(緑地保全地区は除く)における行為の届出の受理等
A-10	権限	大気汚染防止法	ばい煙及び粉じん発生施設の設置及び経過措置に係る届出の受理等
A-11	権限	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者選任届出の受理等
A-12	権限	県立自然公園条例	県立自然公園内における行為の許可等
A-13	削除		
A-14	権限	風致地区条例、風致地区条例を廃止する条例	風致地区内における行為の許可等
A-15	権限	県生活環境の保全等に関する条例	指定事業所の設置の許可等
A-16	権限	社会福祉法	第二種社会福祉事業(老人福祉センターに係るものに限る)の事業開始の届出の受理等
A-17	権限	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則	母子・父子・寡婦福祉資金貸付けの借受者に対する報告徴収等
A-18	権限	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	適合証の交付等
A-19	削除		
A-20	権限	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	医業類似行為の業務の停止等
A-21	削除		
A-22	権限	温泉法	温泉の湧出量等の報告徴収等
A-23	権限	化製場等に関する法律	動物の飼養または収容の許可等
A-24	権限	保健師助産師看護師法	保健師、助産師、看護師の業務従事者届の受理
A-25	権限	歯科衛生士法	歯科衛生士の業務従事者届の受理
A-26	権限	医療法	病院の開設許可等
A-27	権限	医療法	医療法人の設立認可等
A-28	権限	毒物及び劇物取締法	特定毒物使用者からの特定毒物の品名及び数量の届出受理等
A-29	削除		

分類番号	事務の分類	根拠法令等	事務の概要
A-30	削除		
A-31	権限	診療放射線技師法	照射録の徴収、検査
A-32	権限	歯科技工士法	歯科技工士の業務従事者届の受理等
A-33	権限	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品販売業の許可等
A-33(2)	権限	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医療機器販売業及び貸与業の許可等
A-34	権限	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	登録業者に対する報告徴収等
A-35	権限	動物の愛護及び管理に関する法律	犬及びねこの引き取り等
A-36	権限	動物の愛護及び管理に関する法律	動物の死体の収容等
A-37	権限	看護師等の人材確保の促進に関する法律	看護師等確保推進者の届出の受理等
A-38	削除		
A-39	権限	死体解剖保存法施行令	死体解剖認定者の取消の申出等
A-40	削除		
A-41	権限	えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例	産あい物処理業者が設置する焼却場の検査等
A-42	権限	県海水浴場等に関する条例	海水浴場等の設置の許可等
A-43	権限	県ふぐ取扱い及び販売条例	ふぐ営業の認証等
A-44	権限	魚介類行商等に関する条例	魚介類行商等に係る営業の許可等
A-45	削除		
A-46	権限	県動物の愛護及び管理に関する条例	動物の飼養者に対する指導、助言等
A-47	削除		
A-48	削除		
A-49	権限	中小企業等協同組合法	事業協同組合等の設立認可等
A-50	権限	中小企業団体の組織に関する法律	協業組合の設立認可等
A-51	削除		
A-52	権限	商工会法	商工会の設立認可等
A-53	権限	不動産登記法	一級及び二級河川(河川工事等について協議したものに限る)に係る国土交通省所管不動産の登記嘱託等
A-54	権限	不動産登記法	準用河川に係る国土交通省所管不動産の登記嘱託
A-55	権限	不動産登記法	一般国道に係る国土交通省所管不動産の登記嘱託
A-56	削除		
A-57	権限	国有財産法	準用河川等に係る国土交通省所管国有財産の立入・境界確定等

分類番号	事務の分類	根拠法令等	事務の概要
A-58	権限	国有財産法	一般国道に係る国土交通省所管国有財産の立入・境界確定等
A-59	削除		
A-60	権限	屋外広告物法	違反広告物の除却等
A-61	削除		
A-62	権限	土地区画整理法	個人・会社の土地区画整理事業の施行認可及び土地区画整理組合の設立認可等(施行地区面積が5ha未満のもの)
A-63	削除		
A-64	権限	土地区画整理法	土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可等
A-65	権限	租税特別措置法	優良な宅地造成及び優良な住宅新築の認定
A-66	権限	宅地造成等規制法	工事の許可等
A-67	権限	都市計画法	開発行為の許可等
A-68	権限	都市計画法施行法	旧住宅地造成事業に関する法律に基づく住宅地造成事業の許可等
A-69	権限	駐車場法	路外駐車場の設置、変更に関する届出の受理等
A-70	権限	都市計画法	都市計画の決定及び変更のための土地の試掘等の許可等
A-71	削除		
A-72	削除		
A-73	削除		
A-74	削除		
A-75	権限	都市再開発法	市街地再開発事業施行等のための土地の試掘等の許可
A-76	権限	都市再開発法	市街地再開発事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可等
A-77	権限	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	土地区画整理促進区域内における土地の形質の変更等の許可等
A-78	権限	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	住宅街区整備促進区域内における土地の形質の変更等の許可等
A-79	権限	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	住宅街区整備事業の施行等のための土地の試掘等の許可
A-80	権限	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	住宅街区整備事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可等
A-81	権限	租税特別措置法施行令	特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定
A-82	権限	神奈川県屋外広告物条例	屋外広告物の掲出等の許可等
A-82(2)	権限	神奈川県屋外広告物条例	除却した屋外広告物の売却等
A-83	権限	神奈川県県有財産規則	市管理県道及び市町村道(旧県道敷地に限る)に係る県有財産の境界確定等
A-84	削除		
A-85	権限	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第1種指定化学物質等取扱事業者による特定化学物質の排出量及び移動量に関する届出書類の受理、及び主務大臣への送付等

分類番号	事務の分類	根拠法令等	事務の概要
A-86	権限	文化財保護法	出土文化財の分類及び台帳の作成等
A-87	削除		
A-88	削除		
A-89	削除		
A-90	権限	県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則	在宅重度障害者等手当支給に係る事務等
A-91	削除		
A-92	権限	農地法	農地転用の許可等
A-93	権限	大気汚染防止法	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出受理等
A-94	権限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核健康診断に関する通報及び報告の受理等
A-95	削除		
A-96	削除		
A-97	権限	動物の愛護及び管理に関する法律	第一種動物取扱業の登録に係る申請書等の受理等
A-98	削除		
A-99	権限	火薬類取締法	火薬類(煙火)の消費の許可等
A-100	削除		
A-101	削除		
A-102	権限	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス特定供給設備の設置の許可等
A-103	権限	老人福祉法	老人居宅生活支援事業の届出受理(地域密着型サービス事業者関連事務)等
A-104	権限	県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	産業廃棄物の保管の届出受理等
A-105	削除		
A-106	権限	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の設置の届出受理等
A-107	権限	県青少年保護育成条例	有害図書類の陳列方法等に係る立入調査等
A-108	削除		
A-109	権限	特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の設立認証等
A-110	権限	自然環境保全条例	自然環境保全地域の普通地区内における行為の届出の受理等
A-111	削除		
A-112	削除		
A-113	権限	旅券法	一般旅券の発給申請の受理等
A-114	権限	動物の愛護及び管理に関する法律	動物の飼養に係る勧告・命令

分類番号	事務の分類	根拠法令等	事務の概要
A-115	権限	土地改良法	土地改良区の設立認可
A-116	権限	都市緑地法	特別緑地保全地区内における制限行為の許可
A-117	削除		
A-118	権限	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内における開発行為の許可等
A-119	権限	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	精神通院医療費の支給認定（負担上限月額算定のために必要な事項及び保険給付の支給に関する情報の確認に限る）
A-120	権限	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造許可、検査等
A-121	権限	大気汚染防止法	水銀排出施設の設置届出の受理等
A-122	権限	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等
A-123	権限	土地改良法	土地改良区の組織変更の認可等
A-124	権限	農地中間管理事業の推進に関する法律	農用地利用集積等促進計画の認可等
B-01	経由	消費生活協同組合法	消費生活協同組合の設立認可等に係る経由事務
B-02	経由	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存地域内における行為の協議の申出に係る経由事務
B-03	削除		
B-04	経由	卸売市場法	地方卸売市場の開設認定等に係る経由事務
B-05	経由	都市緑地法	緑地保全地区内における行為の許可等に係る経由事務
B-06	経由	県立自然公園条例	県立自然公園内における行為の許可等に係る経由事務
B-07	削除		
B-08	経由	自然環境保全条例	自然環境保全地域内における行為の許可等に係る経由事務
B-09	経由	県生活環境の保全等に関する条例	指定事業所の設置の許可等に係る経由事務
B-10	経由	社会福祉法	社会福祉法人の設立認可等に係る経由事務
B-11	経由	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則	母子・父子・寡婦福祉資金貸付けに係る経由事務
B-12	経由	児童福祉法施行規則	児童福祉施設の設置認可等に係る経由事務
B-13	経由	県在宅重度障害者等手当支給条例	在宅重度障害者等手当支給に係る経由事務
B-14	経由	県心身障害者扶養共済制度条例	心身障害者扶養共済の加入申込みに係る経由事務
B-15	経由	栄養士法	栄養士免許の申請（管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者に係るものを除く）等に係る経由事務
B-16	削除		
B-17	経由	温泉法	温泉掘削許可等に係る経由事務
B-18	経由	保健師助産師看護師法	保健師免許、助産師免許、看護師免許の申請等に係る経由事務
B-19	経由	毒物及び劇物取締法施行細則	特定毒物実地指導員の指定の申請等に係る経由事務

分類番号	事務の分類	根拠法令等	事務の概要
B-20	削除		
B-21	経由	麻薬及び向精神薬取締法	麻薬取扱者及び向精神薬取扱者の免許の申請等に係る経由事務
B-22	経由	調理師法	調理師免許の申請等に係る経由事務
B-23	経由	製菓衛生師法	製菓衛生師免許の申請等に係る経由事務
B-24	経由	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	建築物清掃業の登録の申請等に係る経由事務
B-25	経由	診療放射線技師及び診療エックス線技師法	診療エックス線技師免許の申請等に係る経由事務
B-26	経由	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	被爆者健康手帳の交付申請等に係る経由事務
B-27	経由	母体保護法施行令	受胎調節実地指導員の指定等に係る経由事務
B-28	経由	クリーニング業法施行令	クリーニング師免許の申請等に係る経由事務
B-29	経由	死体解剖保存法施行令	死体解剖資格の認定申請等に係る経由事務
B-30	経由	医師法施行令	医師免許の申請等に係る経由事務
B-31	経由	歯科医師法施行令	歯科医師免許の申請等に係る経由事務
B-32	経由	診療放射線技師法施行令	診療放射線技師免許の申請等に係る経由事務
B-33	経由	歯科技工士法施行令	歯科技工士免許の申請等に係る経由事務
B-34	経由	臨床検査技師等に関する法律施行令	臨床検査技師免許、衛生検査技師免許の申請等に係る経由事務
B-35	経由	薬剤師法施行令	薬剤師免許の申請等に係る経由事務
B-36	経由	理学療法士及び作業療法士法施行令	理学療法士免許、作業療法士免許の申請等に係る経由事務
B-37	経由	視能訓練士法施行令	視能訓練士免許の申請等に係る経由事務
B-38	削除		
B-39	削除		
B-40	経由	救急病院等を定める省令	救急業務に関する協力の申出等に係る経由事務
B-41	経由	えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例	産あい物処理業等の許可等に係る経由事務
B-42	経由	県ふぐ取扱い及び販売条例	ふぐ包丁師免許の申請等に係る経由事務
B-43	経由	宅地造成等規制法	工事の許可等に係る経由事務
B-44	経由	都市計画法	開発行為の許可等に係る経由事務
B-45	経由	都市計画法	市街地開発事業等予定区域内における土地の形質の変更等の許可等に係る経由事務
B-46	経由	都市計画法	都市計画事業予定地内の土地の買い取りの申出に係る経由事務
B-47	経由	都市計画法	都市計画施設区域内及び市街地開発事業施行区域内における建築の許可等に係る経由事務
B-48	経由	都市計画法	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内の建築許可等に係る経由事務

分類番号	事務の分類	根拠法令等	事務の概要
B-49	経由	都市計画法	都市計画事業の認可等に係る経由事務
B-50	経由	都市計画法	都市計画事業地内における土地の形質の変更等の許可等に係る経由事務
B-51	経由	都市計画公聴会規則	都市計画法に基づく公聴会の公述申出に係る経由事務
B-52	経由	都市計画法施行法	旧住宅地造成事業に関する法律に基づく住宅地造成事業の許可等に係る経由事務
B-53	経由	県屋外広告物条例	屋外広告物の掲出等の規制に係る規定の適用除外に係る経由事務
B-54	経由	文化財保護法	出土文化財の県帰属に伴う発見者等への通知等に係る経由事務
B-55	経由	教育職員免許法	市町村立学校教員の教育職員免許状の授与出願等に係る経由事務
B-56	経由	児童福祉法	認可外保育施設の設置等の届出に係る経由事務
B-57	経由	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核健康診断予防接種補助に係る経由事務
B-58	経由	児童福祉法施行規則	小児慢性特定疾患医療給付の申請に係る経由事務
B-59	経由	児童福祉法施行規則	療育給付の申請等に係る経由事務
B-60	削除		
B-61	経由	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令	障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格認定等に係る経由事務
B-62	経由	旅券法	一般旅券の発給申請の受理等に係る経由事務
B-63	経由	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則	公共的施設に係る整備基準の適合状況等の情報提供に係る申出の経由事務

区分	算定方法
別表第1A-01号からA-124号までの事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務ごとの交付額＝人件費＋事務費－手数料収入額</li><li>・人件費＝人件費単価×人役(交付金の交付対象となる年度(以下「当該年度」という。)の前々年度の年間事務取扱件数×1件当たりの処理所要時間÷年間勤務時間)</li><li>・事務費は、旅費、需用費及び役務費とし、区分その他必要とする経費は別に定める。</li></ul>
別表第1B-01号からB-63号までの事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・経由等人件費＝経由等人件費単価×当該年度の前々年度の年間事務取扱件数</li></ul>